

議会運営委員会記録

令和8年6月11日(木)

開議 10時 02分

閉議 11時 26分

全員協議会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕森谷議員
〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、末田財政課長、森山総務管理係長
〔事務局〕下間局長、濱見次長、山崎書記

議 題

1 令和8年6月浜田市議会定例会議について

(1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業(案)について

資料1

(2) 付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2、1-3

(3) 議会提出議案について

ア 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

資料1-4

(4) 会議予定について

資料1-5

(5) その他

2 令和8年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先等の確認について

資料2

3 浜田市議会基本条例の運用等について

資料3-1、3-2

・浜田市議会重要案件の意見交換会規程及び実施要領の一部改正について

4 その他

(1) 令和8年3月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について 資料4

(2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 02 分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和8年6月浜田市議会定例会議について

(1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業（案）について

○岡本委員長

執行部から説明をお願いする。

○総務部長

国の経済対策を活用して実施する物価高騰対策については、地方創生臨時交付金として配分された総額6億8,000万円を活用し、市の独自支援策を実施する。本年2月までに示してきたが、このたび追加実施する事業を取りまとめたので、追加で説明する。資料記載の全12事業で、国から配分された地方創生臨時交付金総額の活用方針を示している。

追加実施する3事業、総額で約2億6,000万円について、個別事業の内容を説明する。

1項目ナンバー1、プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業（第5弾追加発行）については、好評を得ている1冊7,000円の応援チケットを5,000円で購入できるものとして、7万5,000冊を追加発行するものである。令和8年10月の販売開始を予定し、物価高騰の影響を受けた家計負担の軽減を図るとともに、市内経済の活性化を通じた事業者支援にもつなげていく。

ナンバー2、水道の基本料金の減免及びナンバー3、水道未普及地域等物価高騰対策事業については、幅広く市民生活を支援するため、水道の基本料金の減免、水道未普及地域等物価高騰対策事業として、水道基本料金の2か月分相当を追加支援することで、支援期間を4か月から6か月に延長する内容としている。

○岡本委員長

質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので次に移る。

(2) 付議事件及び付託案について

○岡本委員長

資料1-1、令和8年6月浜田市議会定例会議の付議事件を参照されたい。説明をお願いする。

○総務部長

案件は12件の付議事件と11件の報告である。付議事件の内訳は、条例が6件、財産の取得が2件、財産の無償貸付が1件、工事請負契約の変更が1件、補正予算が2件であ

る。

概要を説明する。条例議案の説明は、別冊資料の提案条例説明資料で行う。3ページを参照されたい。議案第36号、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてである。地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、引用する条項が整理されることに伴い、改正が必要となる条例について、一括して所要の改正を行うものである。概要としては、1点目として、引用する地方自治法の条項を1条ずつ繰り下げるものである。2点目として、引用する地方自治法施行令の条項を1条繰り下げるものである。改正する条例は、記載の5条例となる。施行期日は令和8年9月24日としている。

4ページを参照されたい。議案第37号、浜田市行政手続条例の一部を改正する条例についてである。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続法の一部が改正され、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示にインターネット等の活用が可能になることに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、公示の方法として、電子計算機、いわゆるパソコンの画面の閲覧による方法を追加するものである。施行期日は公布の日としている。

5ページを参照されたい。議案第38号、浜田市印鑑条例の一部を改正する条例についてである。出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部が改正され、外国人住民が所有する在留カード、特別永住者証明書について、個人番号カードと一体化した証明書の運用開始により、印鑑登録証明書の交付手続において、特定在留カード等を利用可能とすることに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、印鑑登録証明書の交付手続の変更で、1点目は、市役所窓口での交付申請手続において、印鑑登録証の提示の省略要件に、印鑑登録者本人が特定在留カード等を提示する場合を追加するもの。2点目は、多機能端末機の利用方法に、特定在留カード等の利用を追加するものである。施行期日は公布の日としている。

6ページを参照されたい。議案第39号、浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてである。特殊勤務手当に係る人事院規則の一部改正を考慮し、災害応急作業等従事手当の額について、所要の改正を行うものである。概要としては、災害応急作業等従事手当の額の変更を行うもので、巡回監視、応急作業等、避難救助、その他市長が認める作業等について、それぞれ資料に記載のとおり増額するものである。施行期日は公布の日、適用日は令和8年4月1日としている。

7ページを参照されたい。議案第40号、浜田市障害者等介護給付費等審査会条例及び浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてである。これは令和8年度の機構改革により、市長部局の機構変更に伴い、一括で所要の改正を行うものである。概要としては、第1条の浜田市障害者等介護給付費等審査会条例の一部改正については、審査会の庶務担当課を高齡障がい福祉課に変更するものであ

る。第2条の浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正は、委員会の庶務担当課を健康医療保険課に変更するものである。施行期日は公布の日からとしている。

8ページを参照されたい。議案第41号、浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてである。これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する葬祭補償の定額部分の額が変更されることに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、葬祭補償の定額部分の額を33万円に増額するものである。施行期日は公布の日、適用日は令和8年4月1日とし、条例の適用に係る経過措置を定めている。

議案の13ページを参照されたい。議案第42号、財産の取得についてである。消防ポンプ自動車の更新のため、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。取得する財産は消防ポンプ自動車1台。取得の方法は購入、取得予定価格は7,112万7,530円。相手方は株式会社熊平セキュリティ松江支店である。

15ページを参照されたい。議案第43号、財産の取得についてである。小型動力ポンプ付軽積載車の更新のため、財産を取得することについて、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものである。取得する財産は小型動力ポンプ付軽積載車2台、取得の方法は購入、取得予定価格は1,839万2,480円。相手方は株式会社吉谷である。

17ページを参照されたい。議案第44号、財産の無償貸付についてである。「道の駅」として財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。財産の名称は「道の駅」ゆうひパーク浜田。無償貸付する財産は原井町所在の建物で、平成6年度建築、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積2,549.66平方メートルである。無償貸付の目的及び期間は記載のとおりで、相手方は浜田まちおこし共同企業体、代表構成員、株式会社第一ビルサービスである。

19ページを参照されたい。議案第45号、工事請負契約の変更についてである。令和7年7月8日に議決を経た美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事請負契約について変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。契約変更の概要としては、金額を4億6,639万7,800円から5億3,995万2,600円に、完工期日を令和8年7月3日から同年9月30日に変更するものである。

議案第46号、令和8年度浜田市一般会計補正予算（第2号）については、別冊の説明資料で説明する。1ページを参照されたい。1の編成概要である。今回の補正予算は、物価高騰対策として追加で取り組む市独自事業について調整を行うとともに、当初予算編成以降に生じた経費について追加等を行うものである。2の予算規模である。補正額は3億3,805万6,000円の増額で、補正後の予算額は435億1,098万9,000円としている。

る。3の補正事項は説明資料のとおりである。

2ページの1、歳入歳出予算総括表の歳入について説明する。1番の市税は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されたことに伴い、軽自動車税種別割を軽自動車税とするとともに、環境性能割が廃止されたことに伴い、歳入科目等を調整するもの。15番の国庫支出金、16番の県支出金及び21番の諸収入は、事業費の特定財源を調整するもの。19番の繰入金は、今回の補正予算に伴う収支の調整。22番の市債は、事業費の変更に伴い、借入予定額を調整している。次に歳出について説明する。3ページの2、事業別の補正事項を参照されたい。概要について、整理番号で説明する。2番は、ブータン王国訪問に係る経費の調整で、詳細については6ページに掲載している。5番は、浜田ひかり保育所移転建替えに係る国庫補助基準額の変更等に伴う調整である。

4ページを参照されたい。6番は物価高騰対策として、水道基本料金の減免を2か月延長するための水道事業会計の補正予算に伴う調整で、詳細については7ページに掲載している。7番は、同じく物価高騰対策として、水道未普及地域及び水道未契約世帯等に対し、支援金2か月分相当を追加支給するもので、詳細については8ページに掲載している。8番は中東情勢の緊迫化に伴うごみ袋作成経費の調整である。10番は物価高騰対策として、プレミアム付「はまだ応援チケット」第5弾の追加発行を行うもので、詳細については9ページに掲載している。

5ページを参照されたい。3の債務負担行為補正は記載のとおり追加が2件となり、このうち文書管理電子決裁システム導入事業は、令和9年8月ごろの本格稼働に向けて、今年度中に契約を行うための債務負担行為の設定で、詳細については10ページに掲載している。4の地方債補正は記載のとおり変更が1件となっている。

議案第47号、令和8年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）についても、別冊の説明資料で説明する。今回の補正は、市の物価高騰対策として実施する水道の基本料金の減免を2か月延長することに伴う事業費及び財源の調整等を行うもので、補正額は、収益的収入及び支出の収入が35万4,000円の増額で、補正後の予算額は17億775万9,000円。支出が35万4,000円の増額で、補正後の予算額は18億5,238万2,000円である。

ここからが報告事項の11件になる。別冊を参照されたい。報告第4号が、浜田市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告である。報告第5号から第7号までが、工事請負契約の変更に係る専決処分の報告。報告第8号は、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告で、特別交付税等の確定に伴う歳入の調整及び決算見込みによる歳出不用額等の調整を行うものである。報告第9号は、市道施設に係る事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告。報告第10号から第12号までが、繰越計算書の報告である。報告第13号及び報告第14号は、条例に基づき放棄した市の私債権の報告である。

○岡本委員長

続いて付託案について、事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料1-2を参照されたい。市長提出議案は全部で12件である。付託の内訳は記載のとおり、総務委員会に5件、文教厚生委員会に1件、産業建設委員会に2件、予算決算委員会に2件である。議案第36号と第40号の2件については、上位法の改正や機構改革等に伴うものであるため、6月25日の議案質疑の日に委員会付託せず即決の案件とさせていただきます。

次のページを参照されたい。請願については18件の提出があったが、複数の委員会にまたがるものがあったので、全部で22件となる。内訳については、総務委員会に9件、文教厚生委員会に5件、産業建設委員会に8件である。なお、総務委員会においては前回の3月定例会議で付託された継続審査の案件が5件ある。

4ページ目を参照されたい。意見書の提出が議員提案で1件ある。内容等については次の議題で説明する。市長報告事件は11件。議会提出案件は記載のとおり議員派遣報告が2件である。本定例会議での会議録署名議員は、森谷議員と大谷議員の2人であるので、よろしくお願いします。

資料1-3、請願文書表を参照されたい。付託の内訳は先ほど申し上げたとおりである。

○岡本委員長

ただいまの説明について、質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので次に移る。

(3) 議会提出議案について

○岡本委員長

意見書の提出が1件ある。事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料1-4を参照されたい。例年提出されている議員提案による意見書である。昨年度も6月定例会議で発議。提出者に戸津川議員、賛成者は各会派の代表者等を含めた6名である。議会運営委員会で全会一致した意見書案は、委員会付託を省略するという申合せのため、この後委員長から諮っていただきたい。了承された場合は、6月定例会議初日の6月18日に提案し、委員会付託を省略し、採決も同日に行う。また、質疑と討論についても省略を予定。市長提出議案の前の提案を予定している。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、本意見書について、各会派代表者も賛成者となっているので、提案を了承し、委員会付託を省略することでよいのか。

(「はい」という声あり)

では、初日の18日の提案とし、委員会付託、質疑、討論を省略して採決するので、

よろしくお願いします。

(4) 会議予定について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料1-5を参照されたい。6月18日が開会日で、7月3日が最終日である。6月19日から一般質問で、今回委員会代表質問が1件出ているので、初日の最初に行く。その後引き続き、個人一般質問という流れである。このたび申合せ事項を改正したが、議員の持ち時間は30分、答弁を含めて60分とし、議長裁量で最大70分までとする。委員会代表質問も同様である。会議規則や申合せ事項にあるとおり、会議時間が17時を超えそうな場合の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長の宣告により行いたいと思うので、承知いただきたい。

一般質問の4日目、6月24日は、終了後に議会運営委員会を開催したいと思っている。この後説明する陳情審査のための議会運営委員会となる。

6月25日は議案質疑である。前回から議案質疑は事前通告制としている。質疑回数は、質疑要旨ごとに3回までとするほか、所管委員会の委員は市長の方針等を質す場合にのみ質疑することとしている。再質問は、答弁に対する質問ということで一般質問と同様である。議案質疑終了後には議員定数等議会活性化特別委員会を予定している。

26日からは各常任委員会での議案等の審査である。今回、市の事務事業評価シートの提出があったので、本日中に委員の皆さんにLINE WORKS等で、市が作成した事務事業評価シートを送付する。今後の各常任委員会での所管事務調査等を行っていただきながら、9月に議会としての評価意見書の作成に向けて、よろしくお願いします。

7月1日が予算決算委員会である。質疑時間は一質疑につき1分以内が決まった。なお、3月の予算決算委員会では、執行部の答弁席の配置を真ん中に設けていたが、そちらを変更し従前どおり執行部控室に近いところに戻すということを正副委員長とも相談して決定しているのでお知らせしておく。

7月3日が最終日で、採決後に全員協議会、議会運営委員会という流れである。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑等はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので次に移る。

(5) その他

○岡本委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それではここで、執行部は退席されて構わない。

(執行部退席)

2 令和8年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先等の確認について

○岡本委員長

資料2を参照されたい。今回提出のあった陳情について、正副議長及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認した。提出のあった陳情のうち、1件については、願意によって二つの委員会に分かれる内容のため、それぞれ所管の委員会に付託予定としている。付託先については、議会運営委員会1件、議員定数等議会活性化特別委員会1件、文教厚生委員会1件である。

6月18日の全員協議会で議長から付託されるので、確認をお願いする。今回付託する陳情3件について、ホームページ等へ公開する際に、住所地番、印影以外の個人名に関する部分を黒塗りすることとしたのでお知らせする。このことについて何かあるか。

(「なし」という声あり)

3 浜田市議会基本条例の運用等について

○岡本委員長

資料3-1を参照されたい。前回までの委員会で、(3)重要案件の意見交換会についてまで議論いただいている。この重要案件の意見交換会について、前回出た意見をもとに、規程等の改正案を考えてもらった。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料の重要案件の意見交換会を参照されたい。今後の対応案にあるとおり、前回の議会運営委員会において、規程及び実施要領を改正し、より実効性のある意見交換会が実施できるようにするという意見があった。委員会からの開催要請の場合は、議会運営委員会の決定を省略してよいのではという意見をいただいたので、重要案件の意見交換会規程と実施要領について、改正案を考えた。まず規程について、委員会からの開催要請の場合は、議会運営委員会の決定を省略できることとしている。具体的な流れとしては、議長あてに委員会から開催要請書を提出していただき、あとは相手方との日程調整となる流れである。

続いて実施要領についてである。意見交換会の対象となる案件の拡大をしている。これまでは産業建設委員会のみすべての所管事項が対象となっていたが、他の委員会も追加し、基本的にはどのような案件でも意見交換会が開けるようにという内容の改正である。改正により実効性のある重要案件の意見交換会が開催できるイメージであ

る。

○岡本委員長

説明が終わった。前回の議論をもとに、重要案件の意見交換会規程等について改正案の提案があった。この案のとおり規程等を変更することによろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、事務局は規程を改正し、改正後はS i d e b o o k s等のデータについて更新後、L I N E W O R K Sで全議員へお知らせいただきたい。では、本日はその続きから議論する。

(4)議員間討議についてである。各会派から補足説明を求めたい。考え方を浜風の郷から説明をお願いします。

○村木委員

この部分については、第11条と同様と考える。自由討議を行える時間や役割を議会運営委員会またはこの場において決定するということで、6月試行ですでに自由討議について、今後の対応が出ているので、これと同じような考え方である。

○岡本委員長

創政クラブをお願いします。

○西田清久委員

議員の活動原則としては記載の内容のとおりであるが、そういった様々な視点から議員は活動をしていると認識しており、この議員間討議は、もう少し積極的に活用すべきということで、前向きな意見である。

○岡本委員長

市民クラブをお願いします。

○小川副委員長

特に現状で問題はないということで、現在でも各派交渉会や会派代表者会議等で開催される中で補足的にもされているので、自由な討議、協議を踏まえる中で活動を進めていけば良いのではないかと思います。

○岡本委員長

公明クラブをお願いします。

○柳楽委員

公明クラブも、現在意識されて行われるようになってきていると思うので、現行のままで良いかと思う。

○岡本委員長

今回は、自由に意見をもらいながらまとめたという経緯があるので、この後、引き続きいた状態で行いたい。これより自由討議とさせていただく。今、各会派から説明を受けたが確認、質問はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるが、事務局と正副委員長で対応案を少し考えているので、示す。良ければ、案のとおりとする。必要に応じて自由な討議をしながら、議員活動を進め

ていくという対応案としているが、いかがか。

暫時休憩する。

[10 時 38 分 休憩]

[10 時 50 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。議員間討議について各会派から意見をもらったが、正副委員長で出した対応案を踏まえて、再度意見があればいただいてまとめたいと思う。何かあるか。

○村木委員

浜風の郷としても先ほど申したように、この件については第11条と同様に考えるべきと言わせてもらった。今回第11条については6月試行として、一般質問に関する自由討議を最終日にしようと。それについては前もってテーマを募集し、それを全議員に周知し、さらに最終日の全員協議会で討議するかどうかを諮るというのを試行的にやるというのはすでに決まっている。これを準用して、議員間討議においては、全員協議会において議員間討議が必要な案件があれば、それを前もって事務局等に申し入れをする、または場合によっては緊急性の高いものはその時に手が挙がるかもしれないが、そういった形で前もってを原則として事務局に申し出るという形で進めれば良いのではないか。場合によっては、次の全員協議会になるかもしれないが、今回6月試行する自由討議をある程度準用した形で、議員間討議という形を運用していけばどうかと思っている。

○岡本委員長

今、このような意見が出た。いかがか。納得されているようなので、そういう形で進めたいと思うが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

事務局は対応をよろしくお願いします。

次に(5) 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境について、協議したい。各会派から補足説明をお願いします。公明クラブからお願いします。

○柳楽委員

他のところと違うかと思うところは、車椅子で傍聴に来られた方の傍聴席について、上に上がるというのは難しいのかなと思い、以前視察に伺ったところで、どこも議員の定数が減ってきて議員席のところに空きスペースができていたので、そこを活用して、車椅子の方の傍聴席を設置されていたので、提案した。

○岡本委員長

市民クラブをお願いします。

○小川副委員長

以前から時々機会あるごとに訴えたが、現状の傍聴席は、足の不自由な方等が非

常に行きにくいという声を聞いている。そういう意味で、手すり等の設置ということも話したが、やはりハード面でかなり予算等もかかるということもあり、なかなか現実的でないということがあった。車椅子等のときに、現在、議員席に多くの空席があるため、そこを活用して傍聴席を拡大することも考えたが、実際に採決等の場合で、議場閉鎖ということも必要なときには、その都度出たり入ったりということを傍聴者をお願いするのも現実的ではないかと思うし、傍聴席については、今後庁舎の建替え等があったときに合わせるしかないかという感じがする。今後の検討課題としては必要だと思うが、現状ではやむを得ないかと思っている。

○岡本委員長

創政クラブをお願いします。

○西田清久委員

様々な障がい者がおられるので、その都度その障がい者に合った体制整備が必要だと思っている。これからいろいろな対応は考えられるのではないかとこのところで、創政クラブとしては、例えば、Y o u T u b e の字幕等を例として挙げている。様々なことに対応していく必要があると考えている。

○岡本委員長

浜風の郷をお願いします。

○村木委員

浜風の郷も創政クラブと近いが、当会派も同様に、障がいの有無にかかわらず傍聴しやすい環境が今整っていないので、それを整えるべきだと考えている。やり方については具体的な話は今のところ出ていないが、傍聴席への整備も必要かと思うし、それがなかなかできなければ議員の席というのも一つの案なのかなと思っている。聴覚障がいの方、視覚障がいの方、いろいろな障がいの方への配慮というのは必要であるというところを会派としては思っている。

○岡本委員長

各会派とも共通した形でこの必要性は感じておられる。少し自由討議をしたいと思う。

ここで暫時休憩する。

〔 10 時 56 分 休憩 〕

〔 11 時 05 分 再開 〕

○岡本委員長

会議を再開する。障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境について各会派から説明を受けた。正副委員長の方で対応案を少し諮ったところであるが、ここについて、もっとこういふことがあればということがあれば、意見をいただきたいと思う。

○柳楽委員

先ほど会派の意見として、車椅子の方の傍聴席を議員席の空きスペースでという話をしたが、聴覚や視覚の障がいの方がいらっしゃった場合の対応も必要だと思うので、そういう先進的な取組をしている議会があると思うので、参考にしながら今後検討してはどうかと思う。

○岡本委員長

このような意見が出たがいかがか。よろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、今後そのような対応にしたいと思う。

(6)公聴会制度や参考人制度の活用について諮る。各会派から補足説明をお願いする。浜風の郷から願います。

○村木委員

この制度については当会派も同様に考える。公聴会制度、参考人制度について、そのためにも予算の確保も十分考える必要があると思っている。

○岡本委員長

創政クラブ願います。

○西田清久委員

今の現状の方策で、これから様子をまた見ていくことが重要と意見をした。

○岡本委員長

市民クラブ願います。

○小川副委員長

現行で問題ない。予算の関係も確保されているということであり、予算がなくなったからといってできない状態ではないということも聞いているので、現行で十分対応できていると思う。

○岡本委員長

公明クラブ願います。

○柳楽委員

今、市民クラブの意見で予算が確保されているという話だったが、少し認識が違っている。これまでなかなか参考人招致をするのに費用がかかるということで見合わせるようなこともあったかと思うが、積極的に必要なときには使っていくべきなのかなと思うので、そのためのきちんとした予算確保をやっていくのが良いかと思う。

○岡本委員長

今、公明クラブ、また市民クラブから予算措置のことについてあったが、事務局から説明をお願いする。

○下間局長

参考人招致の予算としては、各定例会議ごとに1人参考人招致できる予算を組んでいる。ただ、予算がないから参考人招致をしないというわけではなく、もちろん必要であれば予算流用してでも行うべきだと思うので、予算がないから参考人招致はできないというわけではない。ただ、本来参考人招致はその案件について必要な知識や意

見を持った学識経験者であったり有識者であったりというのが、本来の参考人招致であったり公聴会のときに招致をする方なのだと思う。ただ今参考人招致をする案件としては、請願者や陳情者が多いところで、参考人招致の使われ方が少し気になっているところである。陳情者や請願者で、自分が請願陳情を出してこういうお願いをしたと言ってこられている方に招致をして来ていただいて、その方にお金を払っているというところは、少し悩ましいと思っている。本来であればその審議をするために専門的な方に意見をもらうというのが本来の参考人招致であったりするのかなというところである。ただ予算化はしているし、必要であれば流用等をしてどんどん使っていくべきものだとは思っている。

○岡本委員長

ここで暫時休憩する。

〔 11 時 11 分 休憩 〕

〔 11 時 23 分 再開 〕

○岡本委員長

会議を再開する。公聴会制度や参考人制度の活用について各会派から説明を受けた。若干、予算確保の問題等調整を図る必要があるだろうと思うが、一応そのことについては置いておいて、対応案について意見を出してもらおうと思う。小川副委員長、よろしくお願いします。

○小川副委員長

公聴会制度や参考人制度については、基本的には必要に応じて招致もできるし、予算措置もされているということは議論されてきたと思うが、ただ請願や陳情の場合に、その請願陳情者の意見を求める場合の仕組みは、以前あったことはあるが、それを再度復活することも含めて、少しその仕組みづくりについては検討すべきではないかということで、どうか。

○岡本委員長

今、小川副委員長から意見があった。いかがか。

(「はい」という声あり)

よろしいようなので、今後その復活を含めて当委員会では検討することにする。

4 その他

(1) 令和8年3月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

○岡本委員長

資料4を参照されたい。令和8年3月定例会議中に提出があった傍聴者からのアンケートについて、資料のとおりであるので確認をお願いします。

(2) その他

○岡本委員長

委員から何かあるか。森谷議員どうぞ。

○森谷議員

先ほどのアンケートについてであるが、アンケートについては申合せ事項にも何も規定がないにもかかわらず、本会議だけがアンケートを行われていて、委員会の傍聴についてはアンケートを行われていないことについて、決めるのであれば明文で決める必要があると思う。

○岡本委員長

今意見をもらった。今後の中で検討したいと思う。

それでは、次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は6月24日水曜日、一般質問の4日目の本会議終了後から開催する。内容は陳情の審査である。

本日の内容について会派で共有をお願いします。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔 11 時 26 分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友